

改正

令和8年4月1日

学習院大学学則第14条第1号イに定める履修の単位認定に関する内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第14条第1号イに定める履修の単位認定に関して必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この内規において、「外国の大学」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 外国の大学
  - 二 外国の大学の附属又は提携外国語学校のうち、当該大学がその履修による修得を証明し得るもの
- 2 この内規において、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることのできる外国の大学における履修とは、学則第41条に基づく留学に伴うものをいう。

(渡航前の手続)

**第3条** 外国の大学における履修について単位認定を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、学則第41条に基づき留学の許可を得なければならない。

(願出)

**第4条** 当該学生は、帰国後速やかに次の各号に掲げる書類を揃え、所属学科教務委員の承認を得た上で学生センター教務課に提出しなければならない。

- 一 単位認定願
- 二 成績証明書の原本
- 三 シラバス又は当該履修の内容が記載された書類
- 四 時間割及び学年暦

(認定の決定)

**第5条** 当該学生が所属する学部は、学生センター教務課からの依頼に基づき、教授会の議を経て、単位認定の可否を決定する。

(認定基準)

**第6条** 単位認定の可否は、次の各号に掲げる基準をもって判断することを原則とする。

- 一 履修の内容が本学における履修と同等以上であること。
  - 二 外国の大学が発行する成績証明書に記載され、合格以上の評価が付されていること。
  - 三 授業時間数（休講及び試験期間は含まない。）が以下の基準時間を超過していることを、第4条に規定する書類で確認できること。
    - ア 講義（外国語を除く。）又は演習 4単位科目として認定する場合は、2,160分以上
    - イ 講義（外国語を除く。）又は演習 2単位科目として認定する場合は、1,080分以上
    - ウ 講義（外国語）、実験、実習又は実技 2単位科目として認定する場合は、2,160分以上
    - エ 講義（外国語）、実験、実習又は実技 1単位科目として認定する場合は、1,080分以上
  - 四 教職に関する科目、博物館に関する科目又は図書館司書に関する科目でないこと。
- 2 授業時間数が前項第3号の基準に満たない場合、原則として複数科目を合算して1科目として認定することはできない。
  - 3 授業時間数が本学の2科目分以上に相当する場合であっても、原則として複数科目として認定することはできない。
  - 4 各学部の単位認定基準については、別に定める。

（事務）

**第7条** この内規に関する事務は、学生センター教務課が行う。

（改正）

**第8条** この内規の改正は、教務委員会の議を経て、各学部教授会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日以降に留学する者については、施行日前に手続を行う場合にも本内規を適用する。

#### 附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。